奈良県 をここに 地域活動支援セン 公布する。 タ \mathcal{O} 設備及び運営の 基準に関する条例 の一部を改正する条

令和三年七月九 日

奈良県. 知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第十五号

る条例 奈良県地域活動支援センタ の設備及び運営の基準に関する条例 \mathcal{O} --- 部 を改正す

(奈良県条例第三十三号) 奈良県地域活動支援セン タ \mathcal{O} 部を次のように改正する。 \mathcal{O} 設備及 (び運営の 基準 -に関す る条例 (平成二十 四年十二

本則に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二十四条 することができない方式で作られる記録であって、 その他の有体物を 複本その他文字、 もののうち、 書面等に係る電磁的記録 想定されるもの されるもの 地域活動支援セン をいう。 この条例におい い う。 図形等人の (次項に規定するも $\overline{}$ 以下この条におい により行うことが (電子的方式、 ター て書面等 知覚によって認識することができる情報が記載され 及びその職員は、 のを除く。 (書面、 できる。 て同じ。 磁気的方式その他人 書類、 記録、 に 電子計算機による情報処理の用に により行うことが規定され、 文書 つい ては、 保存その他これらに類する 謄本、 \mathcal{O} 書面等 知覚に 抄本、 よっ に代えて、 正本、 ては認 た紙 副本 識 当

つ、 手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の 又は想定されるものに 認識することができない 地域活動支援センタ 「説明等」とい 書面等に代えて、 . う。 電磁的方法 9 - 及びそ のうち、 1 方法をいう。 ては、 \mathcal{O} 職員は、 この 当該説明等の相手方の承諾を得て、 (電子的 条例において書面等により行うことが規定され 方法、 説明、 により行うことができる 同意そ 磁気的方法そ 特性に応じた適 \mathcal{O} 他これ の他人 らに類 当該 \mathcal{O} 讱 する な配慮を 知覚によって 説 開等の Ł \mathcal{O} 以 0

附 則

0 条例 は 公布 0 日 カュ ら施行する